

○北海道警察交通専従員任用要綱の制定について

平成28年12月 1 日
道本交企第5950号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
この度、別添のとおり「北海道警察交通専従員任用要綱」を新たに制定し、平成29年1月1日から実施することとしたので、その内容を所属職員に周知徹底の上、適正な運用に努められたい。

別添

北海道警察交通専従員任用要綱

第1 目的

この要綱は、警察署において交通警察部門で勤務する警察官（以下「交通専従員」という。）を任用する場合について必要な事項を定めることにより、その適正を図り、もって交通専従員の資質を向上させることを目的とする。

第2 署長による選出

警察署長（以下「署長」という。）は、年度当初に、交通専従員に任用するにふさわしい者を次に掲げる基準に従い選出するものとする。

- (1) 巡査部長以下の階級にある警察官であること。
- (2) 交通専従員に任用する時点で採用時教養を修了していること（巡査の階級にある警察官である場合に限る。）。
- (3) 交通専従員としての意欲を有し、又は適性を有していると認められること。
- (4) 心身ともに健康であること。

第3 選出した者の評価

1 評価実施者等

署長が第2の事項による選出をしたときは、別に定めるところにより、交通警察部門を担当する課長（以下「交通課長」という。）が当該選出に係る者の評価を行うものとする。この場合において、交通課長の配置がない警察署であるとき、又は交通課長が入校等で長期間不在のときは、交通官若しくは地域・交通官又は副署長が当該評価を行うものとする。

2 評価要領

前事項の評価は、その者の性格、素行、実務能力、交通専従員としての意欲及び業務への取組姿勢を総合的に把握することにより行うものとする。

第4 適任者の選考及び推薦

1 推薦要領

署長は、第3の事項の評価（次事項において単に「評価」という。）を行った者の中から、交通専従員としての適任者を選考し、速やかに、当該適任者について交通部長に（札幌方面以外の方面の署長にあつては、当該方面本部長を経由して交通部長に。以下同じ。）推薦するものとする。

2 推薦時期の特例

署長は、年度当初以外の時期においても、第2の事項の基準に該当する者があると

きは、その者について評価を行った上で、交通部長に推薦することができる。

第5 名簿の作成

1 名簿への登載等

交通部長は、第4の事項による推薦を受けたときは、その適任者について審査した上で、交通専従員の候補者としてその者を全道交通任用候補者名簿（別記様式。以下単に「名簿」という。）に登載するものとする。この場合においては、当該推薦をした署長に（札幌方面以外の方面の署長であるときは、併せて当該方面本部長に）審査の結果を通知するものとする。

2 名簿の有効期間

名簿の有効期間は、当該名簿を作成した日の属する年度内とする。

3 名簿への再登載

名簿への再登載は、これを妨げない。

4 名簿の写しの送付

交通部長は、名簿の写しを警務部長に送付するものとする。

第6 名簿登載者に対する教養

署長、交通官若しくは地域・交通官又は交通課長は、第5の1の事項前段により名簿に登載された者（以下「名簿登載者」という。）に対し交通専従員として必要な基礎的知識及び技術を修得させるための職場教養を行うとともに、その者を優先的に交通部門の任用科又は専科に入校させるよう努めるものとする。

第7 交通専従員の任用

1 任用の方法

署長は、交通専従員に欠員が生じたときは、名簿登載者の中からその欠員を補充しなければならない。ただし、特別の事由により名簿登載者以外の者を交通専従員に任用しようとするときは、その理由を交通部長に報告し、その承認を得てから任用するものとする。

2 任用後の報告

署長は、名簿登載者を交通専従員に任用したときは、速やかに、その旨を交通部長に報告するものとする。

第8 名簿登載者の異動報告

署長は、名簿登載者が次の各事項のいずれかに該当する場合は、速やかに、その旨を交通部長に報告するものとする。

- (1) 他所属に配置換となるとき。
- (2) 他部門で勤務することとなるとき。
- (3) 離職するとき。
- (4) その他交通専従員としての適性を欠くと認めるとき。

第9 名簿からの削除

交通部長は、前事項による報告を受けたときは、その者を名簿から削除するものとする。

第10 委任

この要綱の実施に関し必要な細目的事項は、交通部長が定める。